

株式の併合に関する事後開示書面

(会社法第 182 条の 6 第 1 項及び会社法施行規則第 33 条の 10 に定める事後開示書類)

2021 年 8 月 30 日

船井電機株式会社

2021年8月30日

大阪府大東市中垣内七丁目7番1号
船井電機株式会社
代表取締役会長兼社長 板東 浩二

株式の併合に関する事後開示事項

(会社法第182条の6第1項及び会社法施行規則第33条の10に定める事後開示書類)

当社は、2021年7月28日開催の当社臨時株主総会における決議に基づき、2021年8月30日を効力発生日として、当社の普通株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を実施いたしました。

本株式併合に関する会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第182条の6第1項及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号。その後の改正を含みます。）第33条の10に定める事後開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 本株式併合が効力を生じた日（以下「効力発生日」といいます。）
2021年8月30日
2. 会社法第182条の3の規定による請求に係る手続の経過
当社の株主から当社に対し、本株式併合の効力発生日までに、会社法第182条の3の規定による請求は行われませんでした。
3. 会社法第182条の4の規定による手続の経過
当社は、2021年8月6日付で、本株式併合に関する会社法第180条第2項各号に掲げる事項を電子公告の方法により公告いたしました。効力発生日の前日までに、会社法第182条の4の規定による株式買取請求を行った反対株主はいませんでした。
4. 株式の併合が効力を生じた時における発行済株式の総数
3株

5. その他株式の併合に関する重要な事項

- (1) 当社は、会社法第 180 条第 2 項の規定により、2021 年 7 月 28 日開催の当社臨時株主総会における決議に基づき、本株式併合を実施いたしました。
- (2) 当社の普通株式は、2021 年 8 月 26 日付で、株式会社東京証券取引所市場第一部において上場廃止となりました。
- (3) 本株式併合により、当社の株主は株式会社秀和システムホールディングス及び当社の創業者である故船井哲良氏の長男である船井哲雄氏のみとなっております。

以 上